

# 東京帝國大學經濟學會

# 經濟論叢

第 一 號      第 三 十 卷

大 正 十 年 七 月 一 日 發 行

## 論 叢

利潤の經濟的・道德的性質(一) . . . . . 法學博士 田島 錦治

營業の租稅給付能力 . . . . . 法學博士 神戶 正雄

進歩か退歩か(一) . . . . . 法學博士 財部 靜治

農業勞働問題(一) . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

中世都市の發達(一) . . . . . 文學博士 三浦 周行

## 時 論

直接稅制度の整理に就て . . . . . 法學博士 小川 郷太郎

## 說 苑

我國農產物生産調査に就て(一) . . . . . 法學博士 高岡 熊雄

## 雜 錄

米國一家五口最少生活資調 . . . . . 法學博士 山本美越乃

Luca Paciolo 以前の會計史概要 . . . . . 法學士 大森 研造

家畜保險に就いて . . . . . 經濟學士 野口 正造

ボルシェヴィズム分解の傾向 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 農業労働問題(一)

河田 嗣 郎

### 一 農業労働問題の意義

#### (1) 問題の 方面と三重の内容

農業労働問題は言ふ迄もなく廣き意味の労働問題中に包含されたるものであつて、工業労働問題が一般労働問題の一方面の發現たるが如く、農業労働問題も亦一般労働問題の他の一方面に於ける發現たるに外ならぬ。従て其の問題としての意義、其の問題の原因等に至つては、一般労働問題に就いて説明せらるゝ所は、それが工業労働問題や鑛業労働問題に對して當嵌まるが如く、農業労働問題に對しても亦妥當するのである。即ち現時の労働問題が、人々の人格者としての完全なる向上發展を期せんが爲めに、其の社會生存上の條件特に經濟活動上の條件に關して、平等なる社會的待遇の與へられんことを要求し、又社會を組織する一人格としての人々の價値の對當平等といふ倫理觀に立脚して、社會生存上特に經濟活動上に於ける機會均等を要求し、此の要求に對する現時の社會生存上特に經濟活動上の實際狀態の不一致を指摘難詰し、兩者の一致を計り要求の貫徹を期せんが爲めに、組織の改善又は革新を行はんとするものたる意味に於ては、それは工

業労働問題と何等異なる所なく、労働問題としての其の根本意義は同一である。問題は共に一面に於ては現代人の倫理観より發生し、又一面に於ては現時の經濟組織に關して發生するものとす。而して更に之を考ふれば、此事は獨り労働問題に關してのみ言はるべきことたるに止らず、現今社會問題と稱せらるゝものは、皆此の同一根本意義の上に成立てるものである。

けれども暫くかゝる根本的意義の詮索を離れて、問題の具體的發現に就いて之を觀察すれば、同じ社會問題といふ中に在つても、労働問題なるものにはそれ特有の意義があり、又同じく労働問題といふものゝ中に在つても、農業労働問題にはまたそれ特有の意義があつて、其の特殊の意義に依て、問題はそれゝ一般問題中の一特殊問題として形成せらるゝものなるを、知ることが出来る。而して従來は、社會問題の中に在つては、労働問題が最も重要視されたる爲めに、社會問題といへば直ちに労働問題を意味するが如くに說かれ、労働問題といふ中では又工業労働問題が最も重要視されたる爲めに、それは直ちに工業労働問題を意味するが如くに考へられた。従て農業労働問題なるものは、労働問題としても、廣く社會問題としても、比較的閑却されたる觀があつて、之に關する特殊の研究の行はるゝ所も少く、又之が解決に就いて、政策的考慮の廻されたる所も割合に鮮なかつた。

加之、従來農業労働問題といへば、それは専ら經營上の問題なるが如くに考へられ、常に労働

一の供給不足といふ事實より發生し、企業家が其の經營上に於て困却する問題であるとせられ、工業労働問題が寧ろ常に労働過剰といふ事實に伴つて生じ、企業家に有利で労働者に不利なる事情を背景とすると全く其の趣を異にし、兩者は此點よりして、問題として大いに其の意義を異にする次第なりと説かれて來た。従て農業労働問題といへば經營上の問題としてのみ講究に値するものとせられ、社會問題としての意義は殆んど多く顧みられる所がなかつたのである。

けれども農業労働問題は決して斯かる意義に於てのみ成立てる問題ではなく、工業労働問題同様に、經營上の問題としての意義も固より包含されて居るが、社會問題としての意義も含有せられ、然かも後者の意義は甚だ重要で、觀方により又國柄に依つては、其の社會問題としての重要な程度は、工業労働問題に劣らざるものなることが、近頃漸く廣く認識されんとするに至つた。然し問題の重要な程度といふことは、暫く之を抜きにして、今問題そのものゝ意義を明かにせん爲めに、且は又説叙の便宜の爲めに、試に之を解剖的に考へて見ると、農業労働問題は、三方面を有し、三重の内容を有するものなりと謂ふことが出来る。

即ち農業労働問題は、工業労働問題と同じく、一の階級問題であつて、先づ第一番に其の階級に屬する人々の幸福利害に對して直接の關係を有する問題である。詳言すれば、農業労働者と稱せらるゝ人々の、經濟上、社會上及び文化上の生活關係に、直接に觸るゝ問題である。

然るに如何なる階級でも、それが社會的生存を營み、社會の共同經濟に與はる以上は、必ずや他の階級との間に利害關係を生じ、それは或は利害の衝突となり、或は利害の一致共通となる。従て今農業労働階級に關する問題も、其の第二の方面として、此の階級間の利害關係、即ち労働者と其の雇主との間の關係、従て労働者と農業經營との間の關係が、問題の内容を形造ることとなる。

次に又農業労働者階級が、國家及び國民全體——或は廣く社會——に對して有する關係。即ち労働者が其の人間としての價值、其の勞働力、其の欲望、それが社會全體に對して爲す所の貢獻と、それが社會全體に對して爲す所の要求とを以て、労働者階級は社會全體との間に一の確實なる關係を有せざるを得ぬ。此の關係が又實に農業労働問題の第三の方面を形造ることとなる。

茲に於てか、エーレボー教授は、問題に對する三つの利害觀點を區別し、その何れの觀點よりするかに依つて、農業労働問題に對する判斷は、色々に別れて來ることとなるべき旨を明かにした。三つの觀點とは即ち(一)經濟學者の一般國民經濟的見地と(二)農企業者の私經濟的見地と(三)農業労働者の私經濟的見地と之れである。而して此の三個の觀點は、一の問題の三方面として、各々自己の立場に於て、又各々他の立場に共鳴しつつ問題の解釋と判斷を爲すべきであり、問題全體の解釋判斷としては、此の三方面は均しく顧みられることとならねばならぬとして居る。

1) Prof. Dr. Fr. Aereboe, Die ländliche Arbeiterfrage nach dem Kriege, Berlin 1918. Zitiert bei Zessner-Spitzenberg (s.unt.)

ヴイゴチンスキ教授も亦農業労働問題に關しては、三つの觀點より講察を試みて居る。(一)は即ち經營問題としての労働問題で、生産要素としての労働が農業經營上如何なる役目を勤くか、又如何なる形に於て労働力が法律的に又經濟的に經營に組み込まれてあるかを攷究するを以て其の任務とする。(二)は即ち社會問題としての労働問題で、労働者自身の境遇状態を觀察し、それが國民の内部に於ける社會全體の状態の表はれとして、又特に農業經營の諸條件の下に於て、如何に形成せられあるかを講究するを目的とする。然るに(三)には、右二觀點の下に於ては、労働者と企業家との利害は互に相反するものとして表はれることとなり、然かもそれは事をれ自體の性質よりではなく、歴史的に其の状態が造り成されて居る。けれども此の利害衝突は國家の利益に反する次第だから、國家は此の衝突の融和を要求し、然かもそれを爲すには生産の結果は常に之を減少せしめないで維持するに努め、出來得べくんば之を増加せしむるに努むべきを忘るゝことが出來ぬ。茲に於てか問題の科學的研究は其の第三の任務として、如何なる道を以てすれば、生産を傷めることなくして、企業家と労働者との間に於ける利害を調和するを得べきかを考へねばならぬこととなる。

農業労働問題に就いての、右兩教授の觀方に關する區別は、當を得たものと謂はなければならぬが、問題が斯くの如き三觀點よりして攷究せらるべきものたるの結果として、問題は其の表はれ

2) Prof. Dr. Wygodzinski, Die Landarbeiterfrage in Deutschland, Tübingen 1917.

が何れの方面に於てせらるゝ場合に於ても、常に次の二つの重要な疑問を包含することゝなる。

(一) 個々の場合において農業労働者の實際状態は如何であるか。如何なる保護と、如何なる階級的向上とを必要とするか。その利害に關して何事に向つて努力しつゝあるか。

(二) 彼等の必要とし又要求する所に對して、農業經營者とその經濟とは如何なる關係を有するか。如何なる顧慮が之に關して拂はるべきであるか。

(三) 農業労働問題の發現に關して、國民經濟と社會政策とは如何なる利害を感ずるか。そして如何にすれば、労働者の地位を改善向上せしむることゝ、經營上の必要とする所との間の衝突を和解するを得べきかといふことである。<sup>3)</sup>

而して尙ほ更らに進むでは、國民經濟政策や社會政策を以てして、果して能く、右の任務が果され得べきや。現時の企業組織其者が、農業方面に於ても革新さるゝ要なきか。少くとも雇傭労働制を保存すべきものなるや否や等のことが、疑問とならざるを得ない。

以下少しく、各觀點に依て區別されたる問題として、農業労働問題の各方面を叩いて見るであらう。

### (四) 労働者の立場より觀たる農業労働問題

3) Dr. H. K. Zessner-Spitzberg, Einführung in die Landarbeiterfrage, 2. Aufl. Wien 1920. S. 5ff.

前に之を一言したやうに、從來農業労働問題は、とかく企業家の立場を主として考察せられ、農業經營上に必要とせらるゝ労働力を得ることの難易、即ち労働の需要供給の状態と、其間に生ずる種々の關係とをば、常に生産といふ事柄を中心として考察するが例であつた。けれども、經濟關係に於ても、一般的に物的利害に比較すれば、人的關係の方が重んぜられなければならぬことが、現今漸く認めらるゝに至れるに連れて、労働問題も亦、先づ以て人を主として考へらるべきものたるべしと認めらるゝやうになつた。即ち問題は、國民の中に在つて随分多數に涉り、大いなる一階級を形造れる所の者の生存上の根本に觸れたる問題であり、其の人々の肉體上並びに精神上の利害休戚の繋がれたるものである。何れにしても、あらゆる經濟活動及びあらゆる生産上の目的は、人の利害福祉に存し、決して反對に、人の労働が、自己目的としての經濟なるものゝ手段の爲めに用ゐられ、之れに奉仕すべき筈のものではないのだから、農業労働問題にしても、先づ以て其の問題に生存上の利害の繋聯せられたる労働者階級そのものゝ運命上の問題として、その觀點より之を講究せなければならぬ。

仍て之を考ふるに、労働者自身に對する問題としての農業労働問題は、それが労働者の生存に直接なる關係を持ち、労働者の生存は謂はゞ之れに依存するといふ關係から、常に先づ勞賃に關する問題として表はれて來ざるを得ない。而して農業に在つても今や勞賃は原則として貨幣に依て

支拂はるゝことゝなつて居るから、問題は毎に貨幣勞賃額の多少に關聯し、農業勞働者は都市の勞働者同様に其の貨幣勞賃額の多からんことを只管に希望し、其の増加に對する要求を爲すに怠らない。然し乍らよく之を致へてみると、現今農村にも既に貨幣經濟が行はれて居るとはいへ、やはりまだよほど自然經濟の性質が残つて居て、勞賃も貨幣勞賃以外に、實物勞働の支拂はるゝものも少くないのだから、勞働者としては、たゞ貨幣勞賃額にのみ關心することなく、貨幣實物兩者を然るべく結合せる眞實勞賃の高の大ならんことを希望すべき筈のものである。ともかく農業に於ける勞賃問題は、之を貨幣勞賃にのみ限つて考ふべきではない。然るにも拘らず實際に於てはたゞ主として貨幣額の高低のみが問題に上り、然かも農業勞賃は常に都市の商工業勞賃と比較せられ、其の貨幣額は都市に比較して遙かに下位にあるを例とするが爲めに、之が爲めに農業勞働者が農村を捨て、都會に職を求めて流入する勢を助長せることの多大なる事實は、事實として之を認めなければならぬ。

而して又貨幣勞賃だけに就いて見れば、近年農業勞賃も可也大なる騰貴を見るに至つたが、一方に多少ともに實物勞賃の給與せらるゝあると、勞賃騰貴の歩合は一般物價騰貴の歩合と比較して考量せられなければならぬものたるが爲めに、眞實勞賃が果して、近年増加したるや否やは概論し難い。之は又國により地方に依り相違ある次第でもある。けれども大體に於ては農業勞働

者の勞賃收入も眞實なる増加を見たることは之を認めなければならぬ次第で、其の事情は特に歐洲諸國に於て然りとせなければならぬ。然しその増加を見たるは、雇主側に於て社會政策的見地より進むで多くを與ふるに至れるに因るわけではなく、諸國に於て農業労働の供給が漸次不足する傾向の顯著なるが爲めに、需要供給の法則的關係よりして賃金増加を見るに至つたものたるに過ぎぬ。然し農業労働者は、事實上に於ける其の勞賃收入の増加を見、生活に對しては多少の餘裕をすら生み出し得て、貯蓄をも行ひ得る所あるに拘らず、尙ほ依然として農村を捨て、都會に向つて流入する傾向を變せない。として見れば、農村の住民が其の田舎生活に満足し得ないで、都會に向つて流出するは、たゞ勞賃收入の多少といふことばかりに因る次第ではなく、つまりは農村生活に於ける生活の單調に飽き、向上發展の機會乏しきに不満足を感じ、能力發揮の機會多き都會生活に慍れて然るものたるを思はなくてはならぬ。農民離村の傾向が、必ずしもオツペンハイマー氏などの唱ふる如く、農村の生活が壓力強く、人々之を免れて壓力弱き都會生活に向つて走るものにあらざること、之を疑ふ餘地がない。

けれども、農業勞賃が都市の商工業勞賃に比較して、遙かに低廉なる實狀あるに於ては、たとへ農村に於ける貨幣の購買力が都會に比して大なりとも、益々以て農業労働者の境遇に對する不満足を増し、其の離村の傾向を助長することの大なるは、之を否み得べき次第でないから、農業

4) Dr. Fr. Oppenheimer, Grossgrundigentum und Soziale Frage, S. 98 fg.

勞賃の出來得べき限りの増加を圖るといふことは、政策としては最も必要なこととする。而して其の増加を計るに就いては、農業勞働にも、成るべく出來高拂制を加味して、餘分の勞働に對する餘分の支拂、勤勉なる勞働に對する大いなる勞賃收入を實現せしめ、又勞働者をして企業利得の分配に預るを得せしめ、生産事業をして單純に雇主の事業たらしめず、之に對する勞働者の協同參加を見る組織を造り出すことの、最も有効で必要で然かも比較的實行し易きことが、唱道せらるゝ次第である。經營に對する勞働者の參加は、大規模で込入つた工業企業に於ては、中々實行容易でないが、小規模なる自作農業や小作農業やに於ては、其の實行は決して困難だとは謂ふことが出來ぬ。

尙又農業勞働者をして村落に土着せしめ其の輕々しき移轉を防ぎ、然かも同時に其の生活の安定を得せしめ、農民らしき生活を營ましむる道として、勞賃支拂の方法に注意を加へ、一種の實物勞賃として、一定地域を貸し與へて其の自由なる耕作を爲すを得せしめ、其の地域は優に一家の生活上の必要を滿し得るに足るだけの大きさのものたらしむる制度を立つることの有効なるべきことも、唱道せらるゝに至つた<sup>5)</sup>。此の制度は昔時は廣く行はれた所で、一時貨幣經濟の農村侵入の爲めに亡滅に歸せんとして來たのを、更に復活せしめんとする次第で、遣り方如何に依つては、農業勞賃制としては最も農業にふさはしきものと謂ふことが出来るであらう。

5) Dr. H. Seemann, *Soziale Arbeit auf dem Lande*, Berlin 1919, S. 11 ff.

次に勞賃に亞いで農業労働者に取つて大事な問題は、労働契約の全般的規律に關すること之れである。即ち労働上の權利に關するもの之れである。從來農業労働者に對しては、法律上に於ても事實上に於ても、封建的待遇の殘存せるものあつた爲めに、之に對して農業労働者が大いなる不公平を叫びだしたのは、又尙ほ叫びつゝあるは、洵に無理からぬ所とする。然るに又尙ほ現今の法制に於ては、農業労働に關して特別に之を規律すべき法令なく、其の労働契約關係は民法上の一般雇傭契約に對して特殊の實情あるに拘らず、之に關する特殊の法規なきことも、労働者に取つては、大いなる苦痛たらざるを得ない。而して此事は獨り雇傭労働者に就いての事たるのみに止らず、小作人を以て寧ろ一種の労働者と見ることの正當なる國々に於ては、其の小作契約の如きに關しても、民法上の一般雇傭借契約に關する規定以外、更に特別なる、小作契約に關する法規の存するを必要とし、其の存せざることば、小作人の大いに不便とし苦痛とする所たらざるを得ない。蓋し現時の民法其他の根本法規は、多くは之れブルジョア支配の下にブルジョアの利益を主眼に置き、之に都合よき規定を以て出來上つて居るものたるの譏を免れ難いからである。

其上に又更に、社會的なる農業労働保護法が全然缺如し、社會的なる保險制の利益の如きも、多く農業労働者には及ぼされず、又多くの國々に在つては、農業労働者に對しては、結社權も罷

業權も拒まれたる所から、之に對して農業労働者は工業労働者との比較上大いなる不公平を訴へざるを得ざる有様に居る。『近世社會生活上に於ける繼子』といふ感情が、深く農業労働者の頭に浸み込み、其の境遇の呪はれたることを訴ふるは、決して理由なき次第ではない。<sup>6)</sup>

次に又、農業労働には業務の異なるに従つて夫々その業務特有なる事情が存在し、其の事情の下に労働者は種々の不利益を感じつゝある。即ち或種の業務に於ける労働時間の過長なること、労働者は殆んど自己の自由に之を用ゐる得べき休日をも有たぬこと（特に牧畜業務に於て）又或種の業務が特に不潔で不愉快で、然かも之に對する特別勞賃の定めなき等のことは、農業労働者をして甚だ其の境遇に不満ならしむる所以とする。而して又一般的に、労働の組織、労働の方法等に關して、労働者の意思を尊重し、其の意見を容れて、雇主と労働者とや協同的に、之を行ふことの全然缺如して居るのは、現時の労働者に取つては、甚大なる苦痛たらざるを得ない。

此等の事情あるが爲めに、人々は近頃段々と農業労働を厭い、同じく働くにしても、今少し満足すべき境遇の下に労働し得べき他の産業に移り行かんとする風が、漸々熾になつて來る。そして其の傾向は工業隆盛の諸國に於ては皆之を見るを得べき所とする。曾て一九〇六年に農業人口の減少に關し、英國の農務省が調査を行つた際に、其の報告者は慨歎して述べていふやう『現今少年が十四才で學校を卒業して來ると、彼等は温かい室と乾いた足とに慣れてしまつて居て、最

6) Zessner-Spitzenberg, a. a. O. S. 8 ff.  
Wygodzinski, a. a. O. S. 35-42.

早彼等は寒き東北地方で雪や雨を犯して泥土の中を歩み、羊にターニックスを持って来てやるには「適せない」と。獨逸に在つても同様にウイッテンベルクの農業女子労働者に就いて次のやうに報告されて居る。曰く『既の労働に對して娘達が之を厭ふ風は全く一般的である。此種の労働に比ぶれば、衣服や靴を汚ささないで済む都會生活は、彼等に取つては遙かに誘惑多きものである』<sup>と。</sup>

洵に現今農村の青年男女が漸次農業労働を厭ふ風あるは、我國に於ても著明な事實である。そして外國に於てもさうであるやうだが、壯丁に取つては二ヶ年の兵營生活が、娘達に取つては都市に於ける女中奉公や紡績工場に於ける労働やが、酷暑の最中に蒸すやうな水田や焼付けられるやうな畑の中に立つてする農業労働——糞尿を運むたり牛馬と共に力役したりせなければならぬ農業労働に、今一度歸り行かうとは思はせぬやうになりつゝある。之に歸り行かなければならぬ者は、非常な不幸な境遇に陥るものゝやうに思ふに至らしめつゝある。

右等の事情と多少關係したことであるが、次に農業労働者は、現今工業労働に就いては、有効なる労働監督制が設けられ、工場監督官の如きが、常に労働の實際状態を視察して、之に對する政策の基礎となるべき材料を提供しつゝあるに拘らず、農業労働に關しては未だ斯かる社會政策的施設の行はれたるものなく、たゞ農業労働は健康的労働だといふ憶断の下に、其の實際状態に

7) Wygodzinski, ibid. S. 38 ff.

就いて公共の注意の行届かざることを以て、大いなる不満を感じつゝある。そして彼等は此の見地より推し進んで、農業労働に於ても、亦工業労働に於けるが如く、其の労働争議に關しては和解及び仲裁々判制度の設けられんことをも希望し、其他一般的に、工業労働者に對して行はれる労働保護の施設にして、苟くも、農業労働に對しても之を行ひ得らるべき所のものは、不公平なく社會的に與へられんことを希望し、農業労働者を繼子扱にするは、大いなる曲事なりと考へんとするに至つた。

總べて右等の諸事情は、現今農業労働者をして、其の境遇に不満足ならしめ、従て一面には彼等の離村の傾向と都市流入の傾向とを助成し、一面には又農業労働問題として其の意義を加重せしめつゝある所のものであるが、更に進むで之を考へて見ると、土地所有の關係其他の社會的諸事情も、右等の諸事情同様に之等と相并んで問題をして益々困難ならしめつゝある。

即ち先づ土地所有の關係に就いて見るに、農業労働者に取つても、全然土地の所有なるものを持たぬ者と、多少之を有する者とは、其の生活上に於ても、其の精神上に於ても、甚しく安定不安定の分るゝを免れ難い次第だから、労働者の多數が單純なる雇傭労働者として土地を所有せざるものたるか、將又斯くの如きは比較的少數で、多數者は多少の土地を所有しつゝ、同時に他人に雇はれて其の労働に任ずるものたるかは、農業労働問題に取つては、少からず事情の相違を齎す

ものと謂はねばならぬ、而して小地主制が廣く行はれて、土地の所有を有せざる單純なる雇傭勞働者も、勤勉さへ怠らなければ、土地所有に有り付く機會の豊富なる國柄と、大地主制が廣く行はれて、其の機會の少き國柄とに於ては、問題は又自らに分れ來らざるを得ない。從て又小地主制の廣く行はるゝ我國の如きに於ける農業勞働問題に對する土地關係の政策と、大地主制の廣く行はるゝ英國などに於ける政策とは、自ら多少其趣を異にせざるを得ない。

次に農業勞働者に取つて、重要なことは、農業勞働の傍、工業勞働に従事するを得る機會の有無多少といふこと之れである。即ち附近に工場があつて、之に雇傭せらるゝ機會の有無、又家内工業の如きが行はれて、副業的に其の勞務を營む機會の有無多少といふこと之れである。而して此の機會の餘りに豊富なる所に在つては、農業勞働は却つて之が爲めに壓倒されて、農業勞働者は化して工業勞働を主とするものとなり、農業勞働はたゞ隨時的に植付や刈入時期に於て之に當るに過ぎざるに至ることもある。例へば都會附近の農村や、ブラッシュ製造、貝卸製造等の家内工業の盛に行はれる地方の如きに於て、農村が化して工業村となり、農業は却つて副業的に行はるゝに至り、主客所を替ふる實狀を呈するに至るが如き之れである。斯かる場合に這間に生ずる利害は、勞働者其の人々に取つても、頗る重大なるものなきを得ぬ。

最後に農業勞働者に取つて其の境遇に大いなる不満を懷かしむる原因をなすものは、現時の文明が悉く都會に集中せられ、田舎はたゞ其の僅かばかりなる裾分けに預るに過ぎない爲めに、田

舎の人々は其の子女の教育に多大の犠牲を拂はざるべからず、農村に於ては殆んど其の十分なる教育を爲し得る機會なく、多大の負擔を忍むで之を都會に送らざるべからざること、又田舎の生活が一般的に文明の刺激を受くること少く、田舎に在つては、人々其の天稟才能を發揮し得る餘地もなく、其の生活は、物質的に貧弱なるが上に、精神的にも甚だ内容空虚なるを以て甘んせなければならぬこと、之れである。然るに現代人は一般的に、其の人格の最高の發展完成を希望し、之を以て生存の大意義なりと考ふるものであるから、田舎に居住する者が、其の人格の發展充實の機會を得難く、之を養ふことも、之を發揮することも、十分に行ひ得べからざるは、實に最も現時の農村居住者の、苦痛と感ずる所たらざるを得ない。そして此の苦痛は獨り農村の有産階級に於て感ぜらるゝ所たるのみならず、労働者階級の間にも等しく感ぜらるゝ所とする。蓋し庶民啓蒙の恩澤は、農村の労働者にも及び、彼等と雖も今や目醒めたる現代人たるに於て、必ずしも都市の労働者に劣る者でないからである。

人動もすれば、農村生活に於ける此の精神的不満を以て、田舎には娛樂機關少く又其の機會少きことに存すと爲し、現代人は昔の人に比較すれば更に一層享樂主義的となつて居るのに、田舎に於ける娛樂の機會は却つて昔時よりも大いに減少し、所謂文明なるものは、益々田舎の娛樂機會を破壊しつゝある。然るに都會には最も低級なるものより極めて高尚なるものに至るまで、あらゆる種類の享樂の機會と設備とが整つて居るものだから、農村の人々は愈々田舎の生活に對

して不満足を感じるに至り、相率ひて都市に向つて流れ出づるに至らしむると説明せんとする。此の説明も決して間違つて居るとは謂ひ難く、其點も大いに在る。然しそれはたゞ問題の一部分であつて決して其の全部でもなく、又大いなる部分でもない。寧ろ問題は娛樂といはず教育といはず、あらゆる文明的精神生活の中心が都會に集められ、生活の充實、人格の向上の機會が都會に獨占せられたる實狀あることより、田舎生活の空虚を感じしむるに至れることに存する。要するに人は麵包のみに依て生存し得られるものではなく、農村の人々、特に労働者階級といへども、麵包以上のものを求めて然かも其與へられないのに不満を抱くものなのである。

右と關聯して尙は一言すべきことは、農村に在つては、衛生の設備不完全で、特に醫療機會の不十分なることは、やはり農村の住民をして、其の生活に不安を懷かしむる一原因を形造つて居る。人多くは都會は不健康地で田舎は健康地だからといふので、此の問題については殆んど考慮せないけれども、不健康地たる都會も、現今衛生設備が完全に醫療が十分に行届くので、健康地たる田舎よりかも、却て死亡率を減じつゝあることは、注意されなければならぬ事實である。直接に醫療機會の不十分なるを経験して不安を感じる農民の心情を、健康地不健康地といふ概念的分類に依つて抹殺するわけには行かぬ。

尙又田舎の住居特に労働者の住家の不足と不健康状態とも、彼等の生活を苦痛ならしむる一原因を爲す次第で、其の狀態特に英國や獨逸の如きに於て甚しく、農村労働問題の一重點は、實に

住居問題に在りてまで唱へられて居る。而して彼の農地に附屬し、之に雇はるゝ者は其家に住ふことを餘儀なくせられたる劣悪なる労働者住宅（所謂 *bed cottage*）が、たゞに不健康的なるのみならず、甚しく労働者の自由を束縛するものとして、社會政策的見地よりして、非難的となりつゝあるが如きは、農業労働問題を考察するに就いては、見遁すべからざる所に存する。<sup>8)</sup>我國に在つては、此の問題はあまり切迫した重大意義を爲すには至つて居らぬが、獨り我國といはず何れの國に在つても、大農經營の下に雇傭労働の廣く行はれる所と、小規模なる自作農業や自作兼小作農業やの廣く行はれる所とに於ては、此等の點に就いても少からず事情の相違を齎らざるを得ぬ。

農業労働者の立場より之を觀たる農業労働問題は、大要上に掲ぐるやうな諸點に觸れたる頗る複雑なる内容を有する問題であつて、労働問題として將又社會問題として、其の意義の頗る重大なるものたることは、以上の説明に照して之を窺知することが出来る。而して問題が或は農業といふ業務の性質より來り、又現時の一般經濟組織より來り、更には又現時の文明と社會生活の一般的狀況及び其の精神的傾向より來るものであるから、其の解釋に就いては、此等の諸方面に對して十分なる考察を爲すを要すると同時に、其の問題の關聯する所が、多岐に涉れるだけ、其の解決も亦決して容易の業にあらざることを知せなければならぬ。（未完）

8) Dr. D. Paima Castiglione, Legal Protection for Agriculturalworkers, a Memorandum, the International Labour Office.  
H. D. Harben., The Rural Problem, London 1913. pp. 36-43.  
本誌第一卷第四號附稿『英吉利の農政問題』參照